

公 告

令和 7 年 8 月 2 8 日

広島市立地適正化計画を改定したので、都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条第 2 4 項において準用する同条第 2 3 項の規定に基づき、公告します。

広島市長 松井 一實

1 計画の名称

広島市立地適正化計画

2 計画の改定内容

居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）に関する事項を記載する。